

【研究論文】

損害賠償基金に対するIFRIC第5号の適用

—メキシコ湾岸原油流出事故を題材として—

土井 聡 恵

論文要旨

2010年4月に起こったメキシコ湾原油流出事故の主たる責任当事者である英 BP社は、米国政府の要請に応じ設立した200億ドルの損害賠償基金に対し、IFRIC第5号「廃棄・原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」（以下、IFRIC第5号という）を適用した。巨大大事故では損害賠償額が確定するまでに長い時間を要するのが通例であるが、BP社においてはIFRIC第5号の適用により基金への拠出額が損益計算書に計上され、いち早く損賠賠償の規模が示された。損害賠償の総額が決するには最終調整が必要であるものの、信頼性をもって見積もれないとして多額の簿外債務を注記とするのに比べ、財務諸表利用者にとってはその情報価値が高い。これを背景として、本稿ではBP社のIFRIC第5号の適用による損害賠償にかかる基金の会計処理の特徴を明らかにした。

1 はじめに

2010年4月20日夜、メキシコ湾石油探鉱区MC252 (Mississippi Canyon 252) において、半潜水式石油施設（リグ）ディープウォーター・ホライズン (Deepwater Horizon) で暴噴 (Blowout) が発生し、2度の爆発を経て水深1,500mに沈没した。リグでは126人が作業中であり、作業員11人が死亡した。その後、防噴装置 (BOP) が設置されるまでの間、メキシコ湾に大量の原油が流出し、メキシコ湾及び湾岸各州に甚大な被害をもたらした（以下「事故」という）。

鉱区のパレータであり権益の65%を保有していたのは、大手石油会社、BP社 (BP p.l.c.) である¹⁾。BP社は、「事故」に伴い、1国のGDPにも匹敵する費用の負担を余儀なくされた²⁾。とりわけ損害賠償に関しては、米オバマ大統領の要請を受け、2010年6月16日、損害賠償のため第三者が管理する200億ドルの信託基金、ディープウォーター・ホライズン原油流出基金

キーワード：IFRIC第5号 (IFRIC interpretation 5), 損害賠償基金 (compensation fund), 訴訟 (litigation), 会計上の見積り (accounting estimates)

(Deepwater Horizon Oil Spill Trust; 以下「基金」という)の拠出に同意した旨が発表された³⁾。この発表では、「基金」が第三者の管理下に置かれること及び200億ドルが補償の上限ではないことが強調された。

BP社は、2010年8月6日の信託契約の締結を経て「基金」を設立し、2010年8月23日より運用を開始した。BP社はIFRSを採用しており、「基金」に対しIFRIC第5号を適用し、その設立時において、拠出額200億ドルを一時に損益計算書に費用計上した。そして、「基金」から支払われるべき見積り損害賠償額が200億ドルに達する2014年12月期第3四半期までの間、損益計算書において「基金」の範囲とされる損害賠償費用を計上することなく事業を継続した。

このような大規模損害賠償基金にIFRIC第5号が適用された事例は筆者が知る限り初めてのことである。また我が国にはIFRIC第5号の適用事例はない。また、先行研究においては、「事故」の技術的要因、法的問題点あるいは「事故」にかかる天然資源被害などが論じられ、IFRIC第5号の適用を解説したものはない⁴⁾。そこで、本稿では、「事故」から約4年半を経て「基金」が枯渇するまでの間において、多様な責任を問われ複雑な法的環境下にあるBP社が「事故」に関する損害賠償にかかる会計処理をどのように行ってきたかについて総括し、BP社におけるIFRIC第5号の特徴を明らかにする。

2 「基金」の設立と運用

2.1 「基金」の適用対象

BP社は「事故」に伴い、他の責任当事者と共に、1990年米国油濁法（以下、OPA90という）に基づく責任を負う。米国は、国際油濁損害賠償制度である1992年民事責任条約及び1992年基金条約等には参加することなく、自国のOPA90を運用している。OPA90は、適用対象にタンカーのみならず船舶や施設を含み、責任当事者は天然資源損害の賠償まで広く求められる。OPA90の下では、責任当事者に重大な過失又は意図的な不正行為がない場合、責任限度額は実費である除去費用に加え75百万ドルとなる⁵⁾。「事故」がOPA90の想定をはるかに上回る規模であることは早くから判明しており、BP社は、2010年10月18日、OPA90の責任限度額については放棄する旨を表明した⁶⁾。BP社に対する責任追及の多くは集団訴訟であり複雑多岐にわたる。これらは2010年8月、広域係属訴訟司法委員会により2件の広域係属訴訟手続に併合されたことから⁷⁾、手続は効率化され迅速な和解協議が期待されている。OPA90に基づく責任追及も、この手続に含まれている。


「基金」は、OPA90に基づく損害賠償のために設立された。個人及び事業者に対する正当な損害賠償金、州及び地方政府への賠償金、最終判決及び和解金、州および地方政府への対策費、天然資源の損害及び関連費用などである。罰金、制裁金及び賠償金の管理費用は「基金」の対

象とされていない（表 1 参照）。

「基金」設立から 1 年半を経た 2012 年 3 月 3 日、BP 社は、補償の大部分を占める個人及び事業者の原告団を代表する原告運営委員会（Plaintiffs' Steering Committee; 以下、PSC と略す）との和解を発表し⁸⁾、現在も「基金」からの損害賠償支払が続けられている⁹⁾。

表 1 BP社に対する責任追及

相手先	連邦法(刑事) 人命喪失にか かる船舶船 員のかかる不正 行為又は過失 他(*1)	証券取引法 原油流出量 にかかるとの 偽報告	除去費用	1990年油濁法(OPA90)						水質浄化法 罰則金	州法その他 の法律 罰金/制裁 金、損害賠 償等(*3)
				自然資源損 害、対応費 用	政府収入の 損失/公共 サービス提 供の増加	経済的・財 産的損害	逸失利益/ 収益獲得能 力の減損	生活に使用 する天然資 源の損失	健康被害/ 医療上の被 害		
連邦政府			○		○					○	○
米国司法省	○ 和解										
メキシコ湾岸州/地 方政府			○(*2)		○					○	○
個人及び事業者						○ 和解	○ 和解	○ 和解	○ 和解		○
連邦(NOAA (*4)、州、インディ アン及び外国の管 財人				○							
その他民間団体											○
米国以外の政府等											○
米国証券取引委員 会(SEC)		○ 和解									



ディープウォーター・ホライズン原油流出基金 (200億ドル)

(*)1 11名の人命喪失に関する船舶職員による不正行為または過失の11件の重罪の訴因、水質浄化法に基づく1件の軽罪の訴因、渡り鳥保護条約に基づく1件の軽罪の訴因及び議会の議事妨害に関する1件の重罪の訴因に対するもの。
 (*2) 2010年度、引当金の「流出事故対策」の区分に56百万ドルが信託基金から支払われるべき費用として計上されている。
 (*3) 株主代表訴訟、証券詐欺行為及び従業員退職所得保障法に基づく請求並びに和解合意に至らなかったその他の種々の請求が係属中である。
 (*4) 米国商務省国家海洋大気管理局(National Oceanic and Atmospheric Administration)

Annual Report及びOIL POLLUTION ACT OF 1990より作成

2.2 「基金」の設立と運用

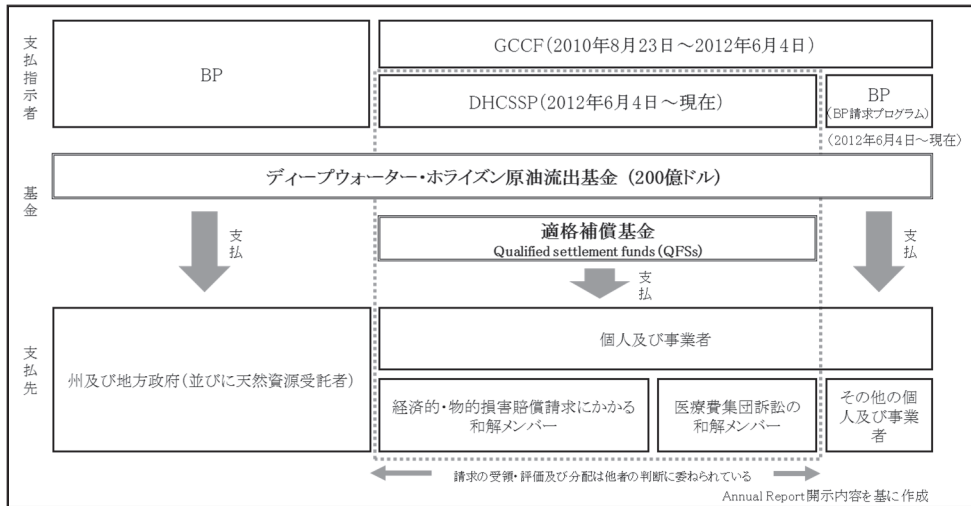
BP社の「基金」への拠出は、2010年度に50億ドル、その後は四半期毎に1,250百万ドルずつ行うことにより2013年度末に完了する予定であったが、2011年度及び2012年度において他の責任事業者からの和解金計5,390百万ドルを受領し¹⁰⁾、これを「基金」に拠出した結果、2012年度末において1年前倒しで完了した。そして、「基金」への拠出額200億ドルは、2010年12月期第2四半期において、時間の経過を考慮した割引後価額19,580百万ドルの営業外費用として一時に計上されると共に、「基金」への未拠出債務はその他の未払金として会計処理された¹¹⁾。

BP社には「基金」への追加拠出義務はなく、賠償額が200億ドルを超過することとなる場合、その額はBP社が請求者に直接支払うこととなる。

「基金」は、2010年8月23日以降、個人及び事業者への損害賠償管理機関としてオバマ米大統領の指名を受けたKenneth Feinberg氏¹²⁾が統括するガルフ・コースト・クレームズ・ファシリティ（Gulf Coast Claims Facility; 以下、GCCFと略す）により運用が開始された。個人及び事業者への損害賠償請求はGCCFが査定し支払を実行する一方、政府及び政府機関に対する損害賠償についてはBP社が判断し「基金」に支払依頼を行うことにより支払が実行された（図1参照）。

GCCFによる損害賠償査定に関しては、裁判所の承認を経たPSCとの和解条項¹³⁾に基づき、2012年6月4日以降、ディープウォーター・ホライズンに関する裁判所和解監督下プログラム（Deepwater Horizon Court Supervised Settlement Program; 以下、DHCSSPと略す）にその機能を移行し、現在はDHCSSPの下で支払が行われている。一方、集団訴訟のメンバーでない者、集団訴訟メンバーから離脱する権利を行使する者及び集団訴訟メンバーであるがPSC和解案と異なる請求を行うことを希望する者のため、BPに直接請求を行う「BP請求プログラム」が2012年6月4日以降運用されており、この支払も「基金」から行われる¹⁴⁾。

図1 「基金」の運用体制



3 BP社におけるIFRIC第5号の適用とその特徴

3.1 適用範囲

IFRIC第5号は、廃棄債務を有する企業が、債務の履行のための資金を積み立てるために設立した別個のファンドへの拠出を行っている事例が増加し、それらファンドの企業の持分に関す

る会計処理が多岐にわたっていることから、特にファンドから補填を受ける権利にかかる資産の会計処理についてのガイダンスを提供するために公表された¹⁵⁾。

IFRIC第5号では、詳細な適用範囲の定義を行うことなく、廃棄ファンドとなる契約に関する特性を識別することにより範囲を特定している。この結果、廃棄ファンドではないが同様の特性を持つ契約の下での補填について、同様の会計処理が適用される。当解釈指針を適用すべきファンドの特性は、IFRIC第5号第4項に次の2点が識別されている。その第一は、「資産が別個に管理されている（独立した法的事態が保有しているか又は他の企業において分離された資産として保有されている）」点である。そして第二は、「資産にアクセスする拠出企業の権利が制限されている」点である。

「基金」にかかる会計方針の選択及び適用にあたり、具体的に当てはまるIFRSは存在しない。そこでBP社は、IAS第8号第10項から12項に従い、利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があることを前提に、類似の事項や関連する事項を取り扱っているIFRSの要求事項を参照した。そして、「基金」がBP社とは独立した法的事態でありかつ信託契約において定められた独立した管財人が資金を管理し、BP社には「基金」の資金にアクセスするいかなる権利もないことから、IFRIC第5号にいう廃棄ファンドの特性を備えていると判断した¹⁶⁾。このような判断過程は、会計方針の選択及び適用に関するIFRSの要求に合致したものである。

また、IFRIC第5号第8項においては、「拠出企業は、IFRS第10号、第11号及IAS第28号を参照して、ファンドに対する支配又は重要な影響力を有しているかを判断しなければならない。もしこれらを有しているのであれば、拠出企業はファンドに対する持分を、当該基準に準拠して会計処理しなければならない。」とされている。つまり、BP社が「基金」に支配を有している場合、「基金」を連結することとなる。

当時、GCCFの運営については批判が多く、地方裁判所は、請求者の意思決定をミスリードすること避けるため、BP社はGCCFを統括するFeinberg氏がBP社から独立していると述べてはならないという旨を判示した¹⁷⁾。これに対しBP社は、地方裁判所の判決は会計上の基金への意思決定過程に対する支配に関する判断ではないとした上で、BP社は「基金」からIFRSにいういかなる利益も享受せず、それら利益は米大統領との合意に基づき政府と請求者にもたらされる点、及びBP社には「基金」の資金にアクセスするいかなる権利もないことからそれらをコントロールしたり利用方法を決定することはできない点から、「基金」への支配は有していないと判断した¹⁸⁾。

こうしてBP社は、これらの会計方針の選択及び適用に関する判断に基づき、IAS第37号のみを適用して損害賠償費用を計上するのではなく、「基金」にIFRIC第5号を適用し、損益計算書に損害賠償費用を一時に計上した。それに伴い、損益計算書上は「基金」が枯渇するまでの間いったん「事故」の解決が図られたかのような外観が現れた。他の会計処理と比較すると、IFRIC第5号の適用がない場合又は「基金」を連結した場合においては、引当金の計上を通じ損害賠償費

用が徐々に表され、損益計算書は見積りを介し複雑なものとなる。拠出額に関しては「基金」の創設に米国政府が深く関与した経緯から¹⁹⁾、政治的解決額であった側面が見受けられるが、そうであっても、BP社における最尤値としての損害賠償費用が計上されたものと考えることができ、他の会計処理と比較し理解しやすい。「事故」の甚大な影響の概算にかかる経営者の意思決定がいち早く損益計算書に表され、費用計上の適時性の点でも優れている。補償が「基金」で足りない場合にはBP社自身が支払うプロセスが明記されており、財務諸表利用者は、損益計算書への計上額が損害賠償にかかる仮の規模額を示すものと理解できる。

3.2 損害賠償債務の認識

IFRIC第5号第7項により、「拠出企業は、ファンドが支払不履行となっても、拠出企業に廃棄費用を支払う債務がない場合を除き、廃棄費用を支払う債務を負債として認識し、ファンドに対する持分を別個に認識する」ことが求められる。

表2 引当金の推移

年度	環境関連					流出対策関連					(単位:百万ドル)				
	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)
	期首残高	-	809	1,517	1,862	1,679	-	1,043	336	345	-	-	-	-	-
基金の範囲とされない引当金の純増減	496	34	48	-24	-	10,874	586	62	-66	-	-	-	-	-	-
基金の範囲である引当金の純増減	443	1,133	753	24	190	9	-	47	-	-	-	-	-	-	-
信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の引当金項目への振替額	-	-	-	47	-	-	-	-	-	-47	-	-	-	-	-
割引額の振り戻し	4	6	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割引率の変更	5	17	-	-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基金の範囲である引当金のその他の負債への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRICによる支払による取崩	-68	-33	-76	-60	-62	-9,831	-1,293	-100	-143	-	-	-	-	-	-
基金からの支払による取崩	-61	-449	-381	-255	-67	-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	809	1,517	1,862	1,590	1,740	1,043	336	345	89	-	-	-	-	-	-
基金の範囲とされない引当金の純増入額	-	-	-	-	591	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,409
基金の範囲である引当金の純増入額	-	-	-	-	2,543	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96

年度	訴訟関連					水質浄化法に基づく罰則金					合計				
	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)
	期首残高	-	10,973	9,970	9,483	4,157	-	3,510	3,510	3,510	3,510	-	16,335	15,333	15,200
基金の範囲とされない引当金の純増減	2,823	525	4,773	408	230	3,510	-	-	-	-	17,693	1,145	4,833	318	230
基金の範囲である引当金の純増減	12,115	2,905	1,185	1,897	472	-	-	-	-	-	12,567	4,038	1,985	1,921	662
信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止	-	-	-794	-379	-	-	-	-	-	-	-	-	-794	-379	-
他の引当金項目への振替額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割引額の振り戻し	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	4	6	7	1	-
割引率の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	17	-	-5	-
基金の範囲である引当金のその他の負債への振替	-	-	-	-84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-84	-
基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替	-	-	-350	-3,849	-	-	-	-	-	-	-	-	-350	-3,849	-
IFRICによる支払による取崩	-1,011	-1,175	-1,064	-523	-225	-	-	-	-	-	-10,910	-2,501	-1,240	-726	-287
基金からの支払による取崩	-2,954	-3,238	-4,243	-2,796	-614	-	-	-	-	-	-3,024	-3,707	-4,824	-3,051	-681
期末残高	10,973	9,970	9,483	4,157	4,020	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	16,335	15,333	15,200	9,346	9,270
基金の範囲とされない引当金の純増入額	-	-	-	-	8,759	-	-	-	-	3,510	-	-	-	-	24,269
基金の範囲である引当金の純増入額	-	-	-	-	17,401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000

(注) 流出対策関連引当金は、2014年度期首より環境関連引当金に含めて開示されている

先に述べた通り、BP社は「事故」に伴い多様な責任を問われており、今なお裁判は係属中である。それら「事故」に関連する債務は、環境関連、流出対策関連、訴訟関連及び水質浄化法に基づく罰則金の4種類に区分して開示され、さらに「基金」の範囲である債務とそれ以外の債務とに区分して開示されている²⁰⁾。当該債務については、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産（以下「IAS第37号」）」第36項及びIAS第37号適用ガイダンスC設例 設例10に従い、法律専門家等の助言等も踏まえ報告期間の末日における現在の債務を決済するために必要となる

支出の最善の見積りによるべきことが求められ、IFRIC第5号の適用がない場合又は「基金」を連結した場合においても同額が計上される。それぞれの引当金に含まれる内容は次節に解説する通り訴訟の推移と損害賠償見積りにかかる経営者の意思及び内容が多岐にわたり複雑なものであるが、財務諸表利用者は、IFRIC第5号の適用下においても他の会計処理におけると同様に、それらを貸借対照表から理解することができる。引当金の推移は表2の通りである。

3.2.1 「基金」の範囲とされる引当金

BP社は、「基金」の範囲とされる引当金として、主として環境関連及び訴訟関連の引当金を計上している。

環境関連引当金としては、OPA90に基づく責任当事者として天然資源損害に対する賠償見積り額が計上されている。OPA90によると、責任当事者は、連邦または州などの天然資源受託者に対し、天然資源の損傷、破壊、損失又は利用の喪失に関し、損害評価の合理的な費用を含む実際に生じた合理的費用を負担することが求められる。BP社は、その査定段階の見積り費用として約1,500百万ドルを、過去の経験及び特定の計画に基づき計上している。天然資源損害の査定は、特定の生物群への潜在的被害を判断するために1世代以上にわたるデータが必要である等、損害の範囲及び金額の確定に相当の期間を要することが見込まれる。BP社は、その確定を待たず、米国及びメキシコ湾岸5州の天然資源受託者との間で、「基金」から「事故」による天然資源の早期復旧プロジェクトに10億ドルを拠出する合意をし、この費用を2011年12月期第1四半期に計上した。10億ドルという金額はOPA90が天然資源損害の復旧義務として想定する規模をはるかに上回る額である。これらを主な内容とする環境関連引当金は、2014年12月期第3四半期までに合計2,599百万ドル計上された²¹⁾。

BP社は、これら以外の環境関連費用は合理的な見積りが不能であるとして計上していない。しかし、天然資源の早期復旧プロジェクトへの10億ドルの拠出については、未だ未確定のOPA90に基づく最終的な天然資源損害請求の頭金と言われている²²⁾。OPA90に基づく天然資源損害評価(Natural Resource Damage Assessment; 以下、NRDAと略す)手続は、「事故」のような地理的に広範かつ大量の油濁被害に適用されたことがなく、天然資源復旧プロジェクトの進行に伴いさらなる費用負担が生ずるか否かは未確定である²³⁾。

訴訟関連引当金としては、OPA90に基づく個人及び事業者並びに政府の損害に対する賠償額が計上されている。個人及び事業者に対しては、動産及び不動産への損害、利益喪失又は収益力の低下、天然資源生計使用の損失及び健康被害に対する賠償を対象としている。また政府に対しては、動産及び不動産への物的損害、政府歳入の損失、公務費用増大に対する賠償を対象としている。当引当金は、多くの重要な仮定の下、BP社のクレーム処理経験、保険業界の指標データ、及び保険数理法と統計法の活用に基づき、適切な場合には経営陣による判断を交えてその総額を見積もる方法が採用されており、さらなる情報が入手され請求プロセスが進展する

と共に前提となる仮定を四半期毎に見直すものとされている。BP社は、2012年12月期第2四半期以降、信頼性を持って見積もることのできるPSCとの和解に基づく賠償総額を「基金」の範囲である引当金としている。和解当初はこれを7,800百万ドルとしていたが、事象に基づき適宜増減し、2014年12月期第3四半期においては9,700百万ドルとしている²⁴⁾。

訴訟関連引当金としては、2014年12月期第3四半期までに合計174億ドルが計上され、「基金」の範囲である引当金の計上額は200億ドルに達した。これらに含まれない、和解に至った集団訴訟メンバー以外からの請求、OPA90に基づく連邦及び州政府からのさらなる請求、証券関係の訴訟及びその他潜在的な個人または政府機関からの請求等多岐にわたる内容については見積りが不能であるとして引当金を計上せず、偶発債務として注記するにとどまっている。BP社は裁判で争う姿勢を示しており、どれだけの費用負担が生ずるかは未確定である。2014年12月期第3四半期末において「基金」には未分配の現金残高4,900百万ドルが残されているが、PSCとの和解には海鮮食品産業補償を除き金額の上限は設けられておらず²⁵⁾、さらなる損害賠償費用が発生する可能性がある。また、BP社はPSCとの和解条項の解釈を巡りDHCSSPによる過払が行われていると主張し返還を求めて裁判中であるが、成功するか否かは定かでない²⁶⁾。

3.2.2 「基金」の範囲以外の引当金

BP社は、「基金」の範囲でない「事故」に伴う費用についても引当金を計上しており、その内容は「事故」に対するBP社の対応の全体を知るのに有益である。

まず、環境関連引当金として591百万ドルを計上している。その主な内容は、「事故」がメキシコ湾の海岸線に及ぼす影響を研究するための10カ年調査計画に対しBP社が抛出に合意した500百万ドルのほか、メキシコ湾岸州魚介類試験及びマーケティングに対する抛出等である。

流出対策引当金の設定対象は、「事故」に伴う海岸線の清掃費用、パトロール費用、維持管理費用及び船舶除去費用等である。OPA90に基づく除去費用は「基金」の範囲とされておらず、114億ドルが計上された²⁷⁾。BP社は、海岸線清掃は2011年12月期末までにはほぼ完了したとしており、当引当金の2013年12月期末残高89百万ドルは2014年第1四半期より環境関連引当金に含めて開示された。

また、訴訟関連引当金として8,759百万ドルを計上している。その主な内容は前述した司法省及び米国SECとの和解に伴う和解金及び罰金等である。

さらに、水質浄化法に基づく罰則金引当金が2010年12月第2四半期に3,510百万ドル計上され、これは以後変更されていない。水質浄化法第311条に基づき、「事故」の責任当事者に対しては原油流出量に応じた罰則金が科される。その額は、流出量1バレルあたり1,100ドルであるが、重大な過失または故意の不正行為がある場合には増額され、1バレルあたり最大4,300ドルとなる可能性がある。BP社としては、「事故」について重大な過失または故意の不正行為はないとの主張から、政府機関の原油流出量調査チーム（Flow Rate Technical Group）の推定値を用

いた 1 日あたりの原油流出量 47,500 バレルに「事故」から原油流出停止までの日数 85 日を乗じ、海水面の原油回収量約 850 千バレルを差し引いた流出量推定値に、1,100 ドルを乗じた額の引当金を計上した。ところが、2014 年 9 月 4 日、東部ルイジアナ連邦裁判所において、BP 社が「事故」に関し「重大な過失及び意図的な不法行為」があった旨の判決が下された²⁸⁾。これに対し BP 社は、即日強い異議を表明し、2014 年 10 月 28 日に発表した第 3 四半期報告書 (Form 10-Q) においては水質浄化法に基づく罰則金の見積りの変更は行わず、罰則金は最大 180 億ドルになる可能性がある旨を注記により開示するにとどまった²⁹⁾。

3.3 補填資産の認識

IFRIC 第 5 号第 9 項では、「IAS 第 37 号に準拠して、ファンドから補填を受ける権利を、補填として認識しなければならない。」とされている。当該補填については以下のうちいずれか小さい方の金額で測定する。

- (a) 第 7 項により認識されている廃棄債務の金額
- (b) 拠出企業に帰属するファンドの純資産の公正価値に対する拠出企業の持分相当額

BP 社において (a) の金額は、IFRIC 第 5 号第 7 項に基づき認識された「基金」に関連する引当金の金額である。(b) の金額は「基金」の純資産に対する BP 社持分の公正価値であるが、「基金」への拠出は BP 社 1 社で行っており、「基金」内の現金残高（「基金」への未拠出債務がある期間においてはこれを含む）と等しい。「基金」からの分配に先立ち引当金が計上されることから、BP 社における IFRIC 第 5 号の適用においては常に (a) の金額が選択される³⁰⁾。そして、先の第 7 項に基づく引当金の額と同額の補填資産が両建て計上される結果、引当金の計上及び補填資産の計上は損益計算書には影響を及ぼさない。「基金」からの分配に伴い補填資産は引当金と共に取り崩され、その支払は BP 社ではなく請求者に直接行われる。取り崩しにおいても引当金と同額の会計処理が行われるため、損益計算書には影響を及ぼさない。

先に述べたように、IFRIC 第 5 号は特に廃棄ファンドから補填を受ける権利にかかる資産の会計処理についてのガイダンスである。引当金と同額の補填資産が両建て計上されることにより、BP 社においては、「事故」後の複雑な訴訟の推移は貸借対照表において示されている³¹⁾。損害賠償の規模は先に損益計算書において一時に示されており、損害賠償の全体を把握したい財務諸表利用者にとって必要な情報が損益計算書と貸借対照表の双方から提供されている。

4 おわりに

BP 社は、「事故」に伴う天然資源被害に対し OPA90 に基づく NRDA 手続を待たず 10 億ドルの拠出に応じ、また、MDL 第 2179 号における集団訴訟団との和解条項においては、GCCF による賠

償額をはるかに上回る補償となるリスク移転プレミアム (Risk Transfer Premium: RTP)³²⁾ に合意するなど、積極的な補償に応じてきた。一時、米国環境保護庁 (US Environmental Protection Agency: EPA) により新規の連邦契約への参加停止及び強制排除措置を受けた³³⁾ こともあり、「事故」にかかる責任を全うする姿勢を示し信用失墜を食い止めたい強い誘因があると考えられる。高額補償は請求者にとり好ましいが、BP社にとっても、単一の手続で全ての請求を解決することにより規模の経済を得られ、逆選択を避けることができかつ紛争を避け事業に専念することができるメリットがあると言われる³⁴⁾。損益計算書上も同様に、IFRIC第5号の適用により損害賠償規模をいち早く示し、その後は損益計算書に影響させることなく事業を進め、翌事業年度には「事故」前の利益水準を回復することができた。かかるBP社における一定の意義のみならず、財務諸表利用者にもBP社のIFRIC第5号の適用には合理性が認められ、意義あるものである。

表3の通り、「基金」にかかる損益は、抛却費用が計上された2010年12月期の後は、金融費用及び設立時費用を除きゼロであり、合計200億ドルの損害賠償費用が計上された。「基金」の会計処理は一つの区切りを迎えており、今後のBP社の損害賠償費用は、係属中の裁判の進展により見積もられ、損益計算書への計上を通じ配当可能利益に影響を及ぼすこととなる。未解決の裁判も多く「事故」にかかる損害の全貌を決するにはなお時間を要する見込みであり、今後、「基金」枯渇後のBP社の会計処理も注目される。

表3 「事故」に関連する損益計算書項目の推移

	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度(3Q累計)			合計		
	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計
損益計算書																		
生産及び製造費用																		
基金への抛却費用-割引後	19,580	0	19,580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,580	0	19,580
基金抛却負債にかかる割引率の変更	240	0	240	43	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283	0	283
補償資産の取崩	-12,567	0	-12,567	-4,038	0	-4,038	-1,191	0	-1,191	-1,542	0	-1,542	-662	0	-662	-20,000	0	-20,000
基金にかかるその他の費用	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
小計	7,261	0	7,261	-3,995	0	-3,995	-1,191	0	-1,191	-1,542	0	-1,542	-662	0	-662	-129	0	-129
環境関連																		
- 引当金繰入額	443	486	929	1,133	34	1,167	753	48	801	24	23	47	190	0	190	2,543	591	3,134
- 引当金にかかる割引率の変更		5	5		17	17		0	0		-5	-5		0	0		0	17
- 損益計算書に直接計上された費用		70	70		0	0		0	0		0	0		0	0		0	70
環境関連 小計	443	561	1,004	1,133	51	1,184	753	48	801	24	18	42	190	0	190	2,543	678	3,221
流出対策関連																		
- 引当金繰入額	9	10,874	10,883	0	586	586	47	62	109	-113	-113		0	0	0	56	11,409	11,465
- 損益計算書に直接計上された費用		2,745	2,745		85	85		9	9		0	0		0	0		0	2,839
流出対策関連 小計	9	13,619	13,628	0	671	671	47	71	118	0	-113	-113	0	0	0	56	14,248	14,304
訴訟及び請求関連																		
- 引当金繰入額	12,115	2,824	14,939	2,905	525	3,430	391	4,773	5,164	1,518	408	1,926	472	230	702	17,401	8,760	26,161
- 損益計算書に直接計上された費用		184	184		0	0		0	0		0	0		0	0		0	184
訴訟及び請求関連 小計	12,115	3,008	15,123	2,905	525	3,430	391	4,773	5,164	1,518	408	1,926	472	230	702	17,401	8,944	26,345
水質浄化法に基づく罰則金		3,510	3,510														0	3,510
損益計算書に直接計上されたその他の費用		332	332		0	427	427		248		136	136		0	83	83	0	1,226
和解金の受領による収益		0	0		-5,517	-5,517		-145	-145		-19	-19		0	0		0	-5,681
利益前・税引前損益	19,828	21,030	40,858	43	-3,843	-3,800	0	4,995	4,995	0	430	430	0	313	313	19,871	22,925	42,796
金融費用	73	4	77	52	6	58	12	7	19		39	39	0	29	29	137	85	222
税引前損益	19,901	21,034	40,935	95	-3,837	-3,742	12	5,002	5,014	0	469	469	0	342	342	20,008	23,010	43,018
法人税 - 控除		-12,894	-12,894		1,387	1,387		-94	-94		-73	-73		-99	-99	0	-11,773	-11,773
当期損益	19,901	8,140	28,041	95	-2,450	-2,355	12	4,908	4,920	0	396	396	0	243	243	20,008	11,237	31,245

(単位: 百万ドル)

Annual Report and Form 20-F 2010から2013及びQuarterly results First quarter 2014からThird quarter and nine months 2014に基づき作成
 貸方はマイナス表記
 基金に関する引当金を対比のため同列に記載
 基金にかかるその他の費用8百万ドルが計上されている

注

- 1) BP社はイギリスに本拠を置くいわゆるスーパーメジャーであり、世界各国で石油及び天然ガスの探査、開発、生産及び販売を行っている。Fortune Global 500 2014によると、小売のWal-Mart Stores、石油会社のRoyal Dutch Shell、Sinopec Group、China National Petroleum及びExxon Mobilに続き、売上高第6位にランキングされている。<http://fortune.com/global500/>（アクセス2014/11/25）
BP社はかつて日本の東京証券取引所にも上場していたが、2008年8月に申請により上場を廃止した。現在は、BPグループブランドの一つであるBPカストロール株式会社が東証1部に上場している。
東京証券取引所 2008年上場廃止銘柄一覧参照。<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/delisted/archives-07.html>（アクセス2015/1/25）
- 2) International Monetary Fund (IMF) World Economic Outlook Databaseによると、BP社が事故に伴い2014年12月期までに計上した税前損失430億ドルは、2013年のセルビアのGDP（シリアを除く全188か国のうち87位）と同程度である。<http://www.imf.org/external/>（アクセス2014/12/25）
- 3) ホワイトハウスプレスリリース参照。<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/fact-sheet-claims-and-escrow>（アクセス2014/11/24）
- 4) 「事故」の技術的要因や被害の規模については、森田（2010）が詳しい。Selby（2011）、Mullenix（2011）、Bond（2013）及び梅村（2013）等においては、「事故」の法的な面が論じられている。また、米国議会調査局（Congressional Research Service: CRS）のレポート、Upton（2011）、Ramser他（2013）及びVann（2013）等において、「事故」の法的手続の経緯、海鮮産業被害、天然資源評価手続等が詳しく解説されている。
- 5) OIL POLLUTION ACT OF 1990, Sec.1001 (9) (37), Sec.1002 (b), Sec.1004 (a) 及びOIL POLLUTION ACT OF 1990, 9509 of the Internal Revenue Code of 1986 (26 U.S.C. 9509) 参照。
責任限度額を超える損害については、油濁責任信託基金（Oil Spill Liability Trust Fund）により、最大10億ドルの補償（うち天然資源損害については5億ドルが上限）がなされる。
- 6) IN THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2010/10/18) "STATEMENT OF BP EXPLORATION & PRODUCTION INC. RE APPLICABILITY OF LIMIT OF LIABILITY UNDER OIL POLLUTION ACT OF 1990" Document 559, p.1参照。<http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/BPStatement.pdf>（アクセス2014/12/25）
- 7) BP社に対する多数の集団訴訟は、複雑訴訟のための特別な連邦の手続により、①共通の事実問題が当該係属中の訴訟に存在し、②単一の裁判管轄区へと訴訟を集中することが当事者と証人の便宜を促進し、③当該訴訟の適正かつ効率的な処理を促進するため、広域係属訴訟（MDL）に併合された。証券・配当等に関してはヒューストン連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合され（MDL第2185号）、その他はニューオーリンズ連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合された（MDL第2179号）。シャーキー他（2011）30-31頁参照。
- 8) PSCは、広域係属訴訟手続MDL第2179号における個人及び事業者の集団訴訟の原告運営委員会である。BP社が毎月公表している「Gulf of Mexico Oil Spill Claims and Other Payments Public Report」によると、支出の90%は個人及び事業者に対するものである。<http://www.bp.com/en/global/corporate/gulf-of-mexico-restoration/claims-information.html>（アクセス2014/12/25）
- 9) PCSとの和解のほか、米国司法省及び米国証券取引所（U.S. Securities and Exchange Commission; 以下、SECと略す）との間では、前者40億ドル及び後者525百万ドルの和解金、民事制裁金及び罰金をもって和解に至った。前者は2017年まで分割支払を継続中であるが、後者は2014年12月期第3四半期に支

- 払を終えている。米国司法省及びSECとの和解金等については「基金」の対象とされていない。一方、政府への損害賠償に関しては金額が折り合わず、和解は成立していない。
- 10) BP社と他の「事故」の責任当事者は、責任の負担などに関し互いに訴訟を提起し争ったが、このうち次の4社と和解に至った。MOEX1,065百万ドル、Weatherford75百万ドル、Anadarko4,000百万ドル、及びCameron250百万ドルである。和解においては、権益をBP社に譲渡すること及び「事故」にかかる請求をBP社が補償することなどが条件とされた。掘削施設Deepwater Horizonの所有者Transocean及び地層データ管理等のHalliburtonとは和解に至らず裁判が続いている。
- 11) BP社は、信託契約に基づき、全額の抛出が完了するまでの間、未抛出債務の担保としてメキシコ湾最重要鉱区使用権を「基金」に差し入れ、当該事実は注記として開示された。
DEEPWATER HORIZON OIL SPILL TRUST, Trust Agreement (2010/8/6), pp.1-9参照。
<http://www.motherjones.com/files/2010-8-9TrustAgreement.pdf> (アクセス2014/11/25)
この担保については、米国内で批判もあった (Bloomberg (2010/8/11), 「英BP原油流出事故基金、石油生産収入を充たかー利益相反との批判も」 <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-L70FW20D9L3501.html> (アクセス2014/12/6))
- 12) Kenneth Feinberg氏は2001年9月11日同時多発テロの犠牲者補償基金 (September 11 Victim Compensation Fund of 2001) を統括した弁護士である。
- 13) PSCとの和解は、MDL第2179号における個人及び事業者との間の経済的・物的損害賠償の一部及び医療費請求集団訴訟を対象としている。
- 14) 補償の合計額の合意がなされた特定分野については、「基金」の資金から特定目的の適格補償基金 (Qualified settlement funds: QFSs) が設立されており、適格補償基金が設立された場合、最終的な分配でなく「基金」から適格補償基金への抛出をもって、BP社は補償義務から解放される。適格補償基金は、海鮮食品産業補償基金、天然資源の早期復旧プロジェクトへの抛出などについて設立されている。
- 15) 例えば、IFRIC第5号を適用するフィンランドの電力会社Fortum社は、ロビーサ原子力発電所にかかる国家原子力廃棄物管理基金に対する持分についてIFRIC第5号を適用しており、使用済核燃料廃棄引当金と同額の補填資産を計上している。同社は、IFRIC第5号適用前である2005年12月期においては、使用済核燃料廃棄義務にかかる偶発債務及び基金への持分にかかる偶発資産を注記により開示すると共にその差額を貸借対照表に計上していた。Fortum Financial Statements 2005, p.9参照。
- 16) BP社は、「基金」のIFRIC第5号の適用に関する判断過程について、SECから問い合わせを受け、IAS第8号第10項から12項に従い、「基金」の特性を当てはめた過程を回答している。
U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2010/12/14)
Correspondence, SEC Accession No. 0000891836-10-000221, pp.2-5参照。 <http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000089183610000221/filename1.htm> (アクセス2015/1/25)
- 17) GCCFについては、請求処理手続の透明性と一貫性に関する批判が多く、Feinberg氏がBP社から報酬を得ている事と相まってFeinberg氏の独立性に対する疑義が高まり、裁判所にFeinberg氏を監督することを求める提訴がなされた。地方裁判所の判示はこれを受けなされたものである。
審理においては、Trust AgreementのみならずFeinberg氏とBP社との契約内容も検討された。
UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2011/2/2) “In re: Oil Spill by the Oil Rig “Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010” Document1098, p.6, pp.13-14参照。 <http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/222011OrderonRecDoc912.pdf> (アクセス2015/1/25)

18) BP社は、「基金」に対する支配に関する検討過程についてもSECから問い合わせを受けている。SECの問い合わせは、2011年2月2日の地方裁判所判決を受け、BP社による「基金」に対する支配に関する検討内容について説明を求めたものである。

U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2011/2/11) SEC-generated letter, SEC Accession No. 0000000000-11-009420, p.2参照。http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000000000011009420/filename1.pdf (アクセス2015/1/25)

これに対しBP社は、「基金」への支配に関する検討過程を理由を挙げて回答した。

U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2011/2/16) Correspondence, SEC Accession No. 0000950123-11-014480, pp.2-4参照。http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000095012311014480/filename1.htm (アクセス2015/1/25)

また、GCCFへの批判を受け、司法省に選任されたBDO Consultingを独立監査人としたGCCFの監査も行われた。BDO Consultingのレポートにおいては、不十分な提出文書もある中限られた時間の中で広範な請求を取り扱ったとのGCCFに対する一定の評価がなされた一方、7,300の手続エラーが発見され、64百万ドルの追加支払が行われた。BDO Consulting (2012) pp.66-70参照。

19) BP社は、SECからの「基金」に対する支配に関する問い合わせに対する回答の中で、初期管財人は米司法省の非公式承認の下決定され、ホワイトハウス及び財務省が「基金」の設計、信託契約の草稿作成やその交渉等に綿密に関与した旨を述べている。

U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2010/12/14)

Correspondence, SEC Accession No. 0000891836-10-000221, p.5参照。http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000089183610000221/filename1.htm (アクセス2015/1/25)

20) Annual Report and Form 20-F 2010において「基金」に関連する引当金の内訳は明らかにされておらず、その数値はAnnual Report and Form 20-F 2013の累計数値からの差引で求めることができる。

21) 流出対策関連引当金計上額56百万ドルを含む。

22) バーチェック他 (2012) 20頁参照。

23) 天然資源復旧プロジェクトは、2014年10月2日に至ってようやく受託者により第3フェーズの44プロジェクトが承認されたところである。

24) PSCとの和解に基づく賠償総額の見積りについては、和解当初は7,800百万ドルとし、その後、管理費用の増大等を理由に段階的に2013年12月期第2四半期に9,600百万ドルまで引き上げた後、翌第3四半期には9,200百万ドルに引き下げ、2014年12月期第3四半期において再び9,700百万ドルに引き上げた。BP社は2013年より、PSCとの和解条項の解釈を巡り、DHCSSPによって「事故」と因果関係のない過払が行われていると主張し裁判で争っており、2013年10月に一部支払差止命令が得られた事に伴い見積りを引き下げ、続いて2014年9月、BP社による過払返還請求が棄却された事に伴い見積りを引き上げ引当金の追加計上を行ったものである。

25) 海鮮食品産業に関しては、総額2,300百万ドルの補償合意がなされた。2014年12月期第3四半期における「基金」の未分配現金残高4,900百万ドルには、海鮮食品産業補償基金残高1,100百万ドルは含まれていない。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2012/5/3)
“DEEPWATER HORIZON ECONOMIC AND PROPERTY DAMAGES SETTLEMENT AGREEMENT AS AMENDED ON MAY 2, 2012”, Document6430, p.16参照。http://www.deepwaterhorizoneconomicsettlement.com/docs/Amended_Settlement_Agreement_5.2.12_optimized.pdf#search (アクセス20

15/1/12)

26) PSCとの和解条項の解釈を巡る裁判では、ルイジアナ東部連邦裁判所において2014年9月24日、BP社の主張は棄却された。BP社は2014年10月7日、第5巡回控訴裁判所に控訴の申立をし、続いて最高裁判所に第5巡回控訴裁判所の判決の見直しを求めたが、2014年12月8日、最高裁判所は審理を拒否した。BP社は同日、「事故」と因果関係のない請求の調査を求め続けること及びこれにより弁護士が不当な利益を得ている旨を表明した。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2014/9/24) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document13435, pp.1-2参照。http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/9242014MinuteEntry (MDL) pdf (アクセス2015/1/25)

日本経済新聞電子版 (2014/12/9) http://www.nikkei.com/article/DGXMZO80678840Z01C14A2000000/ (アクセス2014/12/9)

27) 流出対策関連引当金のうち「基金」の範囲として計上された56百万ドルは対策費用である。

28) 同判決では、BP社の重大な過失及び行為及び意図的な不法行為が認定された他、「事故」の責任の67%がBP社にある旨が判示された。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2014/9/4) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document13381-1, pp.152-153参照。http://www.uscourts.gov/courts/laed/9092014RevisedFindingsofFactandConclusionsofLaw.pdf (アクセス2015/1/25, 2014年9月4日付文書が9日に一部差替えられた)

29) BP社は、2014年10月2日、地方裁判所に対し、事実認定の修正、判決の修正または新たな審理を求めたが、これは11月13日に却下された。裁判は広域係属訴訟手続MDL第2179号において段階的に進んでおり、地方裁判所は2015年1月15日、原油流出量についてはBP社の主張に近い3.19百万バレルと判示した。2015年1月20日からの次フェーズにおいて罰則金に関する審理が予定されている。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2014/11/13) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document13644, p.11参照。http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/11132014Order (AmendFindings) pdf (アクセス2015/1/25)

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2015/1/15) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document14021, pp.43-44参照。http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/1152015FindingsPhaseTwo.pdf (アクセス2015/1/25)

30) IFRIC第5号に定義された特性を備えた廃棄ファンドは通常、長期の安定的な運用が予定されていると考えられ、引当金については時間の経過を考慮した割引現在価値で計上されるのに対し、補填はファンド資産の運用益により一般的には拠出額より大きくなる。そうであれば、IFRIC第5号の下ほとんどの補填資産は常にBP社と同様に引当金の額と同額となると考えられる。

31) 2014年12月期第3四半期末において、「基金」の範囲である債務は引当金4,829百万ドルに加えその他の未払金26百万ドルが計上されており、補填資産残高はその合計額4,855百万ドルである。

32) リスク移転プレミアム (RTL) は、現在認識していないが「事故」に関連して将来起こりうる損害について請求者に対する補償をすること等を目的として策定された乗数係数である。この乗数の使用により、DHCSSPの下では特に海鮮産業従事者に対しGCCFによるのと比較し何倍もの補償が行われる。

“GULF COAST CLAIMS FACILITY FINAL RULES GOVERNING PAYMENT OPTIONS, ELIGIBILITY AND SUBSTANTIATION CRITERIA, AND FINAL PAYMENT METHODOLOGY” (2011/2/18) pp.3-6参照。

前掲注 25 “DEEPWATER HORIZON ECONOMIC AND PROPERTY DAMAGES SETTLEMENT AGREEMENT AS AMENDED ON MAY 2, 2012”, pp.107-108, Exhibit 10, Exhibit 15 参照。

33) 2012年11月28日のBP及びその子会社の新規連邦契約への参加停止通知に続き、2013年2月1日にはBP子会社のBPXPがヒューストン本社における強制排除通知がなされた。BP社によるテキサス州地方裁判所への異議申立及び略式判決申立を経て、2014年3月13日、EPAとの行政合意に至り、連邦の倫理及び技術的安全性要求に合意することを条件に5年間の新規連邦契約への参加の再開が認められた。

34) Issacharoff他 (2013) p.414参照。

参考文献

- BDO Consulting, a Division of BDO USA, LLP (2012) *Independent Evaluation of the Gulf Coast Claims Facility Report of Findings & Observations to the U.S. Department of Justice.*
- BP p.l.c. (2011) *Annual Report and Form 20-F 2010.*
- BP p.l.c. (2012) *Annual Report and Form 20-F 2011.*
- BP p.l.c. (2013) *Annual Report and Form 20-F 2012.*
- BP p.l.c. (2014) *Annual Report and Form 20-F 2013.*
- BP p.l.c. (2011) *Quarterly results First quarter 2011.*
- BP p.l.c. (2011) *Quarterly results Second quarter and half year 2011.*
- BP p.l.c. (2012) *Quarterly results Fourth quarter and full year 2011.*
- BP p.l.c. (2012) *Quarterly results First quarter 2012.*
- BP p.l.c. (2012) *Quarterly results Second quarter and half year 2012.*
- BP p.l.c. (2013) *Quarterly results Fourth quarter and full year 2012.*
- BP p.l.c. (2013) *Quarterly results Second quarter and half year 2013.*
- BP p.l.c. (2013) *Quarterly results Third quarter and nine months 2013.*
- BP p.l.c. (2014) *Quarterly results Second quarter and half year 2014.*
- BP p.l.c. (2014) *Quarterly results Third quarter and nine months 2014.*
- Bond, D (2013) “Governing Disaster: The Political Life of the Environmental during the BP Oil Spill,” *Cultural Anthropology*, Vol. 28, pp.694-715.
- IFRIC Interpretation 5 (2004) Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds, IFRIC. (IFRIC解釈指針第5号 (2004) 「廃棄, 原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」。)
- Basis for Conclusions on IFRIC Interpretation 5 (2004) Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds, IFRIC. (IFRIC解釈指針第5号 (2004) 「廃棄, 原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」に関する結論の根拠。)
- Issacharoff, S. and Rave, D. T. (2013) “The BP Oil Spill Settlement and the Paradox of Public Litigation,” *New York University Law and Economics Working Papers*, Vol. 74, pp.396-431.
- Mullenix, L. S. (2011) “Prometheus Unbound: The BP Gulf Coast Claims Facility as a Means for

- Resolving Mass Tort Litigation -- A Fund Too Far,” *Louisiana Law Review*, Vol. 71, pp.818-916.
- Selby, B. (2011) “In re: Oil Spill by the Oil Rig “Deepwater Horizon” on the Gulf of Mexico, on April 20, 2010, Order, Aug. 26, 2011,” *Harvard Environmental Law Review*, Vol. 36, pp. 533-566.
- Vann, A. and Meltz, R. (2013) “The 2010 Deepwater Horizon Oil Spill: Natural Resource Damage Assessment Under the Oil Pollution Act,” *Congressional Research Service Report*, R41972.
- Ramseur, J. L. and Hagerty, C. L. (2013) “Deepwater Horizon Oil Spill: Recent Activities and Ongoing Developments,” *Congressional Research Service Report*, R42942.
- Upton, H. F. (2011) “The Deepwater Horizon Oil Spill and the Gulf of Mexico Fishing Industry,” *Congressional Research Service Report*, R41640.
- 梅村悠 (2013) 「メキシコ湾洋上掘削施設 (Deepwater Horizon) 事故をめぐる法的課題：自然資源損害評価手続 (NRDA) ルールを中心として」『上智法學論集』第56巻第4号, 119-155頁。
- キャサリン.M.シャーキー, 溜箭将之監訳, 和田武士訳 (2011) 「アメリカ合衆国における現代的複雑訴訟-公と私の主導権争い」『アメリカ法』第1号, 27-52頁。
- 高橋大祐 (2013) 「海洋汚染事故における損害賠償責任と企業の法的・社会的責任—ナホトカ号日本海重油流出事故及びBPメキシコ湾原油流出事故を題材として」『環境管理』第49巻第9号, 57-71頁。
- ロバート.R.M.バーチック・スティーブン.ブソウ・大塚直監訳, 原田一葉訳 (2012) 「BP社による原油流出事故-補償, 予防および回復」『Law & Technology』第56号, 10-21頁。
- 福嶋睦夫・岸恵一 (2010) 「メキシコ湾岸事故概要 (HSQE分科会成果報告)」『石油技術協会誌』第76巻第5号, 390-394頁。
- 森田裕二 (2010) 「メキシコ湾原油流出事故の影響」 「メキシコ湾原油流出事故の影響 (2)」『Energy Trend Topics』一般社団法人日本エネルギー経済研究所。

<謝辞> 研究報告の際にコメントいただいた先生方及び拙稿の改善にあたり査読頂いた先生方には、大変貴重なご教示を頂きました。心より御礼申し上げます。

(筆者：愛知工業大学大学院経営情報科学研究科博士後期課程)

(2015年7月2日採択)